

五島市監査委員公表第4号

平成23年度定期監査（工事監査）の結果に基づく措置について、五島市長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成24年4月10日

五島市監査委員 木 戸 庄 吾  
五島市監査委員 谷 川 等

23 五総第 1630 号  
平成 24 年 4 月 6 日

五島市監査委員 木戸 庄吾 様  
五島市監査委員 谷川 等 様

五島市長 中 尾 郁 子

平成 23 年度定期監査（工事監査）の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 3 月 2 日付け 23 五監第 433 号による平成 23 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、通知します。

#### 記

1 監査の対象 財政課 建設課 教育委員会事務局スポーツ振興課

#### 2 指摘事項

ア 杭工事について（建設課）

杭工事については、一般的に設計変更が多く発生するので、杭工事地業の選定及び設計変更の際に、地質ボーリング専門業者の情報と専門的スキルを活用し、安全で経済的な施工に努めるとともに、今後の杭工法に生かされたい。

#### 【講じた措置】

地盤調査報告書を参考に十分検討し、専門業者の技術の活用を図りながら杭工法の決定を行ってまいります。

イ 工事の追加変更項目について（建設課）

工事の追加変更項目については、技術士の五島市工事技術調査結果報告書のなかで、本来設計段階で対応しておくべき事項であり、設計ミスにからむ内容もあると指摘されているが、市では、当初から計画していたものもあり、予算額との関係で調整したとのことである。しかしながら、市は、設計段階で対応しておくべき事項を追加変更しないよう設計図書を精査し、十分な予算を確保して発注すべきである。

#### 【講じた措置】

平成 24 年度より、「営繕工事積算チェックマニュアル(建築工事)」「建築設備実施設計標準チェックリスト(機械設備)」「建築設備実施設計標準チェックリスト」を制定し、これらに基づいて設計内容の確認を行い、建築物の基本性能・機能などについて所要の性能や品質、長期的な耐用性、維持管理の容易性、ライフサイクルコストなどの観点から十分に精査を行うとともに、予算に留意し、設計及び発注を行ってまいります。

#### ウ 下請負人報告書について (建設課)

下請負人報告書は提出されていたが、下請負人との契約書等の写しの提出が遅れているものがあったので、関係書類の提出が遅れないよう請負者を指導するとともに、書類の内容を確認すべきである。

#### 【講じた措置】

下請負人契約書等の写しについては、平成 24 年 1 月 18 日に提出され内容について確認を行いました。

今後の下請負人報告書関連書類についても、提出が遅れないよう指導し内容の確認を行ってまいります。

### 3 意見

中央公園サブ体育館建設工事（建築、電気、機械）については、書類確認等の事務の一部に不備が見受けられたことから、チェック機能の充実を図られたい。

また、これから工期末に向けて作業が輻輳すると考えられることから、安全管理をさらに徹底し、無事故、無災害での竣工に努められたい。

#### 【今後の方針】

中央公園サブ体育館建設工事（建築、電気、機械）についての書類確認等の事務の一部の不備につきましては、確認を徹底しチェック機能の充実を図ってまいります。

また、安全管理をさらに徹底し無事故・無災害の竣工に努めてまいります。